

「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）に基づく地理的表示の保護」について

国 税 庁

国税庁では、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英EPA）に基づき、英国の酒類の地理的表示（GI）1産品を日本で保護することについて、広く意見を求めるための公示を11月2日（木）から開始しています（公示期間は12月1日（金）まで）。

当該GIの保護に当たり、国内の生産・流通における急激な変化、混乱を避けることを目的として、現在、当該GIの産地の範囲以外を産地とする酒類に、下表に掲げる名称と同一又は類似の表示を使用している（以下「先使用」といいます。）場合には、個別に保護開始日から5年間の移行期間（ラベルの変更等、変化に対応するための期間）を設けることを検討します。

つきましては、先使用の実態があり、かつ、移行期間の設定を望まれる場合には、12月1日（金）までに、酒類のラベルを御用意の上、所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官に御相談ください。

なお、検討結果については、国税庁酒税課酒類業振興・輸出促進室（国際交渉第二係）から、個別に相談のあった酒類業者の皆様へ御連絡する予定としています。

その他御不明な点は、所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官にお問い合わせください。

【英国の酒類の地理的表示（GI）】

名称（注1）	産地の範囲	酒類区分（注2）	（参考）翻訳の例
Single Malt Welsh Whisky / Wisgi Cymreig Brag Sengl / Wysgi Cymreig Brag Sengl / Chwisgi Cymreig Brag Sengl	英国	蒸留酒	シングル・モルト・ウェルシュ・ウイスキー / ウイスキー・カムリ・ブラック・センガル / ヒウイスキー・カムリ・ブラック・センガル

（注） 1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」といいます。）第9項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。

2 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。

3 英国においても、日本のGIを保護するための手続が実施される予定です。

4 上記の酒類GIを保護することにより、当該GIの産地の範囲以外を産地とする酒類にその名称を使用することができなくなります。例えば、英国を産地の範囲とする蒸留酒に「シングル・モルト・ウェルシュ・ウイスキー」と表示している場合は、真正の表示であり、これまでのとおり使用できますが、日本を産地の範囲とする蒸留酒に「シングル・モルト・ウェルシュ・ウイスキー」と表示することはできなくなります。

先使用に関するQ&A

[Q 1] 今回、意見公募の対象としている酒類G Iはどのようなものですか？

[A]

下表の酒類G Iを対象としています。

【英国の酒類の地理的表示（G I）】

名称（注1）	産地の 範囲	酒類区 分（注2）	（参考）翻訳の例
Single Malt Welsh Whisky / Wisgi Cymreig Brag Sengl / Wysgi Cymreig Brag Sengl / Chwisgi Cymreig Brag Sengl	英国	蒸留酒	シングル・モルト・ウェルシュ・ウイスキー / ウイスキー・カムリ・ブラック・センガル / ヒウイスキー・カムリ・ブラック・センガル

- (注) 1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号。以下「表示基準」といいます。）第 9 項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。
- 2 表示基準第 1 項第 4 号に定める「酒類区分」を指します。

[Q 2] 上記 [Q 1] の酒類G Iの使用が禁止される範囲は、どのようなものですか？

[A]

「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号。以下「表示基準」といいます。）では、G Iの使用を、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、

- ① 酒類の容器又は包装にG Iを付する行為
- ② 酒類の容器又は包装にG Iを付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ③ 酒類に関する広告、価格表又は取引書類にG Iを付して展示し、又は頒布する行為

としています（表示基準第 1 項第 9 号）。

したがって、酒類の容器や包装に英国の酒類のG Iを使用する場合のみならず、

店頭ポップ表示や、チラシ、ウェブページでの紹介などにおいて、正規の製品以外に対し上記〔Q1〕の酒類GIを使用することが禁止されます。

〔Q3〕 上記〔Q1〕の酒類GIと類似の表現や、「タイプ」、「スタイル」等の表現を伴い使用する場合、説明書きに使用する場合にも、上記〔Q1〕の酒類のGIの使用に該当するのでしょうか？

〔A〕

表示基準では、GIの名称の翻訳や音訳、及び「種類(kind)」「型(type)」「様式(style)」「模造品(imitation)」等の表現を伴い使用される場合も、保護の対象となります（表示基準第9項）。また、説明書きに使用する場合であっても、適用除外とはなっていません。

しかしながら、ある表現がGIの使用に該当するか否かは個別判断になりますので、少しでも疑義がある場合は、所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官にお問い合わせください。

〔Q4〕 上記〔Q1〕の酒類GIを使用している場合は、いかなる場合でも使用が禁止されるのでしょうか？

〔A〕

真正の産地を表示している場合には、使用は禁止されません。

また、表示基準では、GIと同一又は類似の表示の使用について、以下に該当する場合は、GIの使用禁止は適用除外されます。

- ① 平成6年（1994年）4月15日以前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、ぶどう酒または蒸留酒の商標として日本国で継続して使用してきた場合（表示基準第10項第1号）
- ② 英国の酒類GIと同一若しくは類似の表示又はこれらの表示を含む登録商標について、協定発効以前の商標登録出願に係る登録商標に係る商標権者が、その商標登録に係る指定商品又は指定役務について当該登録商標を使用する場合（表示基準第10項第2号）
- ③ 自然人の氏名又は法人の名称として使用する場合（公衆がGIと誤認するような方法で使用する場合を除く。④において同じ。）（表示基準第10項第4号）
- ④ 酒類の原料の産地として使用する場合（表示基準第10項第6号）
- ⑤ GIの酒類区分と異なる酒類区分の酒類に使用する場合

したがって、例えば上記〔Q 1〕の蒸留酒のG I と類似の表示を昭和 55 年（1980 年）から使用し続けている蒸留酒や、当該表示を使用している清酒については、その使用は禁止されません。

少しでも疑義がある場合は、所在地の所轄税務署を担当する酒類指導官にお問い合わせください。

〔Q 5〕 保護開始から 5 年間の移行期間が認められる表示については、公表されるのでしょうか？

〔A〕

表示基準第 10 条第 3 項の規定に基づき、国税庁長官が公示（酒類製造業者名（酒類販売業者名）と商標名を公表）することになります。

〔Q 6〕 上記〔Q 1〕の酒類G I と同一又は類似の表示に該当するか否かを後日教えていただけるのでしょうか？

〔A〕

国税庁酒税課酒類業振興・輸出促進室（国際交渉第二係）から、後日、個別に連絡することとしています。

〔Q 7〕 複数の酒類製造場（酒類販売場）を有する場合、一場でまとめて相談してもよいですか？

〔A〕

複数の酒類製造場（酒類販売場）の表示について、まとめて御相談いただいても、差し支えありません。

[Q 8] 仮に上記 [Q 1] の酒類G I が保護される場合、いつから保護開始されますか。

[A]

国税庁長官が保護可能であることを確認した旨を官報に公告した時点で保護が開始されます。